

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

新潟県企業管理者 大田 正信

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第7章（略） <u>第8章 その他保安上必要な事項（第23条）</u> 第9章 その他（第24条） 第8章 <u>その他保安上必要な事項</u> <u>（サイバーセキュリティの確保）</u> <u>第23条 電気工作物の保安を確保するため、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な措置を講ずるものとする。</u> 第9章（略） <u>第24条</u> （略）	目次 第1章～第7章（略） 第8章 その他（ <u>第23条</u> ） 第8章（略） <u>第23条</u> （略）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。